

美作市情報公開条例第 12 条第 1 項に基づく諮問について(答申)

平成 26 年 1 月 20 日

美作市長 道上政男 様

美作市情報公開・個人情報保護審査会

会長 判野裕作

平成 25 年 8 月 21 日付美作ク建第 46 号に係る下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 3 号

①美作クリーンセンター造成等工事起工金入設計書、②土木工事標準積算基準書参考資料編（工事・委託）、③平成 25 年 3 月美作市議会会議録中、産廃処分の全ての費用を見なければならないという趣旨の市長答弁の根拠となった資料、及び④平成 25 年 3 月美作市議会会議録中、産廃法で処分費用は発注者が出すという趣旨の市長答弁の根拠となった資料の公開請求に対し、部分公開とした決定(美作ク建第 31 号)に対する、個人 A<原文実名> (以下「異議申立人」という。) がした異議申立てについての諮問

(別紙)

第 1 当審査会の結論

- 1 美作ク建第 3 1 号に係る部分公開決定のうち、対象文書①のうち見積徴収した企業名の記載部分を公開しないとしたのは、妥当である。
- 2 美作ク建第 3 1 号に係る部分公開決定のうち、対象文書②を非公開としたのは、不当である。
- 3 美作ク建第 3 1 号に係る部分公開決定のうち、対象文書③及び④を非公開としたのは、妥当である。

第 2 異議申立て及び審査の経緯

1 異議申立人からの公文書公開請求

異議申立人は、平成 2 5 年 7 月 8 日、美作市長（以下、「実施機関」という）に対し、美作市情報公開条例（平成 1 7 年美作市条例第 1 0 号、以下、「条例」という）第 6 条第 1 項に基づき、

平成 2 5 年 7 月 8 日付けで異議申立人から美作市長に対して、

- ① 平成 2 5 年 3 月美作市議会会議録、石田部長の答弁において P 3 4 の「1 5 センチ」と P 4 3 の「1 2 センチ」と数字が齟齬しているがどちらが正しいか分かる書類一式
- ② 平成 2 5 年 3 月美作市議会会議録、市長及び石田部長の答弁において P 3 5、P 3 8、P 3 9、P 4 3 産廃の処分については岡山県の土木歩掛かりでマニフェスト（処分実績）によって変更するようという主旨の答弁があるが、これが分かる根拠書類一式
- ③ 平成 2 5 年 3 月美作市議会会議録、市長の答弁において P 3 6、P 3 8 発注者が産廃処分の全ての費用をみななければならないという主旨の答弁があるが、これが分かる根拠書類一式
- ④ 平成 2 5 年 3 月美作市議会会議録、市長の答弁において P 4 1、P 4 4 産

廃法で処分費用は発注者が出すという主旨の答弁があるが、産廃法の第何条か分かる書類一式。また産廃法でない場合は、その他法令根拠が分かる書類一式

について、公文書公開請求をした。

2 部分公開決定

上記 1 の公開請求に対し、実施機関は、請求のあった対象文書①については「美作クリーンセンター造成等工事起工金入設計書」、対象文書②については「土木工事標準積算基準書参考資料編（工事・委託）」と特定した。

そして、実施機関は、平成 25 年 7 月 19 日付け美作ク建第 31 号において、本件対象文書①については部分公開決定を、本件対象文書②③④については文書不存在として非公開とする決定を行った。

また、実施機関は、異議申立人に対し、当該部分公開決定を通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、実施機関に対し、平成 25 年 8 月 6 日、本件公文書を公開することを求める異議申立てを行った。

これを受け、実施機関は、平成 25 年 8 月 21 日、条例第 12 条第 1 項に基づき、当審査会に対し、諮問第 3 号に係る諮問を行った(美作ク建第 46 号)。

4 理由説明書の提出

美作市長は、当審査会に対し、平成 25 年 9 月 4 日、美作市情報公開・個人情報保護審査会運営要領(以下「運営要領」という。)第 3 条第 1 項に基づき、部分公開決定についての理由説明書を提出した(美作ク建第 51 号)。また、当審査会は、異議申立人に対し、運営要領第 3 条第 2 項に基づき、理由説明書の写しを送付した。

5 意見書の提出

異議申立人は、当審査会に対し、平成25年9月25日、運営要領第4条第1項に基づき、「理由説明書に対する意見について」という表題の下、上記4の理由説明書に対する意見書を提出した。また、当審査会は、美作市長に対し、運営要領第4条第2項に基づき、意見書の写しを送付した。

6 審査会の開催

当審査会は、平成25年12月17日、平成25年度第3回美作市情報公開・個人情報保護審査会を開催し、諮問第3号について協議を行った。

第3 異議申立人の主張の概要

平成25年3月議会における市長等執行部側の答弁において引用された法令や岡山県土木工事標準設計基準書等文書類の公開請求を行ったが、文書不存在のため非開示処分とされた。国や県の指導根拠文書が、条例第9条のいずれかに該当するという根拠に基づく非開示処分であるならばともかくとして、不存在とする処分が正しいものとするならば、議会答弁は根拠を欠くものであったということになり、到底納得できるものではなく、許される問題でもない。

第4 美作市長の主張の概要

公開請求①については、見積徴収した企業名が記載されていることから、条例第9条第3号により部分公開とした。

公開請求②については、決裁供覧手続を経していないため、当該文書は公文書に該当せず、文書不存在により非公開とした。

公開請求③・④については、公文書として存在していないことから非公開とした。

第5 当審査会の判断

1 公開請求①について

(1) 条例第9条第3号該当性について

本件対象文書①の美作クリーンセンター造成等工事起工金入設計書は、美作市が工事を発注する際の単価設定の参考とするために、各企業に対し、公表を前提とせず、見積を徴収したものである。

もし、本件対象文書①につき、見積価格のみならず当該見積を提出した各企業名までもが公表されると、各企業がどのような見積を出しているのかが明らかとなり、各企業の販売戦略や経営努力に影響が生じることが予想されることから、当該企業の「競争上の地位その他正当な利益を害する」と認められる。

したがって、本件非開示部分は、条例第9条第3号に該当すると認められるので、非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

(2) なお、本件対象文書①の美作クリーンセンター造成等工事起工金入設計書は、企業名の公表を前提とせず任意に提出されたものであるから、もし企業名を公表した場合には、今後、各企業から任意での見積徴収ができなくなることが予想される。

そうすると、本件対象文書①は、条例第9条第9号の「公開することにより、当該個人及び当該法人等と市との協力関係又は信頼関係が損なわれると認められるもの」にも該当することになる。

実施機関においては、条例第7条第4項が、実施機関の判断の慎重さと公正妥当とを担保しその恣意を抑制するとともに、公開請求者の不服の便宜のために非公開理由の付記を求めている趣旨を理解し、今後はより適正妥当な理由の通知となるよう注意していただきたい。

2 公開請求②について

(1) 公文書該当性について

ア 実施機関は、決裁供覧手続を経ていないことを理由に、本件対象文書②が「公文書」に該当しないと判断している。そこで、条例第2条第2項の「決裁供覧手続が終了し」との要件につき検討する。

条例第2条第2項は、公開請求の対象となる「公文書」について、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び写真（磁気テープその他これに類するもの（次項において「磁気テープ等」という。）から出力又は採録されたものを含む）であって、決裁供覧の手続が終了し、実施機関において管理しているものをいう。」と定義している。

この様に、同項は、決裁、供覧等の手続が終了する前の文書を公開請求の対象となる公文書から除いているが、それは、決裁、供覧等の手続が終了していない段階、すなわち事案が未処理の段階にある文書については、事案の適正な処理のために未だ公開に適さないと考えられるからであり、そのような文書も決裁、供覧等の手続が終了すれば公開請求の対象となるものであり、決裁、供覧等の手続の予定されていない文書については、その終了を要件とせず、事案処理のための使用が済めばその段階で公開の対象となる公文書に含める趣旨の規定であると解するのが相当である。

イ 当審査会が、実施機関に対し、公開請求の対象となっている本件対象文書②につき確認をしたところ、決裁・供覧の予定は無く、事務処理のための使用はすでに終了しているとのことであった。

そうすると、本件対象文書②は、「決裁、供覧」手続の予定されていない文書であって、かつ、事案処理のための使用が済んだ段階であることが認められる。

ウ したがって、決裁・供覧手続を経ていないことを理由に、本件対象文書②が「公文書」に該当しないとした実施機関の決定は、不当である。

3 公開請求③・④について

(1) 公文書の存否の主張立証責任

文書の不存在を理由としてなされた公文書非公開決定の取消訴訟において、当該公文書の存否の主張立証責任について、東京高判平成23年9月29日は、「開示請求者が、行政機関が当該行政文書を保有していること(当該行政文書の存在)について主張立証責任を負…うと解するのが相当であ」り、「①過去のある時点において、当該行政機関の職員が当該行政文書を職務上作成し、又は取得し、当該行政機関がそれを保有するに至」ったことを立証した場合には、「②その状態がその後も継続していること」が「事実上推認され」るが、国がその推認を妨げる「特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた場合には、その推認が破られることになる」と判断している。

この裁判例を参考にすると、本件では、まず、「過去のある時点において、美作市の職員が、本件公文書を職務上作成し、又は取得し、美作市長がそれを保有するに至ったこと」を、異議申立人が主張立証しているかを検討し、この点が主張立証できている場合には、次に、「実施機関が非公開決定の時点においても本件公文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた」かどうかを検討すべきである。

(2) 本件の検討

異議申立人の主張を検討するため、当審査会は、実施機関から事情を聴取した。

実施機関の説明によると、異議申立人の主張する市長の各答弁は、いずれも事前に質問内容の通告がなされない予算審議の質疑に対する答弁であるため、答弁にあたっては、事前に書類を作成していない、とのことであった。

また、異議申立人からは、本件対象文書③・④が存在することを裏付ける資料は何ら提出されていない。

そうすると、本件においては、過去のある時点において、美作市の職員が、本件対象文書③・④を職務上作成し、又は取得し、実施機関がそれを保有するに至ったことについては、異議申立人において何ら立証されていないことになる。

(3) 小括

したがって、「過去のある時点において、美作市の職員が、本件公文書を職務上作成し、又は取得し、実施機関がそれを保有するに至ったこと」は、異議申立人において何ら立証されていないから、「実施機関が非公開決定の時点においても本件公文書を保有していたと推認することを妨げる特段の事情を主張立証し、保有が失われた疑いがあるとの反証を挙げた」か否かを検討するまでもなく、本件対象文書③・④は存在しないと認められる。

よって、文書不存在のため本件対象文書③・④を公開しないとした実施機関の決定は、妥当である。

4 以上より、第1記載のとおり判断する。

以上

**議案第 6 8 号「平成 2 5 年度美作市愛の村パーク特別会計
予算」**

議案第 6 9 号「平成 2 5 年度美作市水道事業会計予算」

議案第 7 0 号「平成 2 5 年度美作市病院事業会計予算」

議案第 7 1 号「平成 2 5 年度美作市下水道事業会計予算」

議長（内海 健次君）

日程第 7、報告 1 件、日程第 8、議案 1 件、日程第 9、議案 39 件、日程第 10、議案 15 件、日程第 11、議案 16 件、報告第 1 号、議案第 1 号から議案第 71 号を一括議題といたします。

なお、日程第 7、日程第 8 につきましては、議会運営委員長の報告にありましたように即決案件となっておりますので、提案説明の後、質疑、討論、採決といたします。

それでは、日程第 7、報告第 1 号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」、市長より報告を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました報告第 1 号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償額の決定）」を御報告申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定している事項について別紙のとおり専決処分をしましたので、同条第 2 項の規定により報告するものでございます。

それでは、報告書を読み上げさせていただきます。

〔以下朗読〕

以上、報告とさせていただきます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

この件につきましては、全員協議会において執行部より報告を受けておりますので、質疑は行いません。

以上で報告第 1 号を終わります。

続きまして、日程第 8、議案第 1 号「美作クリーンセンター造成等工事請負変更契約の締結について」、市長より提案説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第 1 号「美作クリーンセンター造成等工事請負変更契約の締結について」、御説明申し上げます。

美作クリーンセンター造成等工事は平成 24 年 5 月 8 日の臨時議会において工事請負契約の御承認をいただき、同日より工事着手いたしました。工事の実施に当たりまして、立木伐採量の増量、それに伴う産業廃棄物処理の増量や工事敷地内にある建物の切り取りや隣接する倉庫については、造成地からの排水路設置の支障になることと、地域からの要望にもある広場整備の用地にするため、解体撤去することにいたしました。

また、盛り土部分や切り土部分は当初設計では植生工や客土吹きつけを予定しておりましたが、土壌硬度判定結果などによりまして、当初工法では崩壊のおそれがある箇所があるため、簡易のり枠と植生基材吹きつけや植生マットなどに変更をいたします。

以上、主な理由により工事内容の変更や工事量がふえたため、当初請負金額 4 億 9,140 万円を 5 億 3,550 万

円に変更するものでございます。金額はいずれも税込みでございます。

以上、詳細につきましては、担当部長より補足説明をさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）〔登壇〕

美作クリーンセンター造成等工事請負変更契約の締結について、補足説明をさせていただきます。

工事変更の内容は、大きなものとして3点でございます。

まず1点目は、造成工事に伴う立木の伐採、除根の廃棄物としての搬出処理量についてでございます。これは立木の枝葉の量が当初想定より異常に多く、立木材の搬出处分量が増加したものでございます。

2点目は、市道沿いに所在いたします建物の切り取り補修と解体処分によるものでございます。事務所形態の建物につきましては、北西方向の一部が道路境界に接していたため、大型暗渠排水を道路方向に迂回させておりましたが、当初契約締結に伴う臨時議会におきまして、岩江議員のほうより、市道交通の安全確保を推進するため、将来歩道を設置することも考慮して水路の設置を実施をしてはという貴重な御意見をいただきました。実施検討の結果、建物の一部を切り取り補修し、建物と市道との離隔を確保するとともに、排水路を直線的に配置することで通水の障害の懸念も解消いたしました。

3点目は、のり面工法の変更でございます。当初設計では数カ所のボーリング調査によりまして、土砂、岩等の堆積層を把握いたしまして、掘削工とのり面工の設計を実施いたしましたが、施工前は造成地の全面が樹木に覆われた森林でございまして、のり面の植生保護工を検討する資料が乏しく、土質区分等により種子吹きつけ、客土吹きつけ、植生基材吹きつけを予定しておりました。工事の進捗に伴い、施工のり面等の調査が可能となりまして、土壌硬度判定の実施や整形のり面の状況の検討を行い、当初工法では搬入路の一部でのり面表面の崩落のおそれがあるなど、施設の安全のため、簡易のり砕工法、植生基材吹きつけ工法や植生マット張り工法などへ変更することとなりました。

これらにより、変更契約金額は税込み価格で5億3,550万円となり、4,410万円の増額となりました。

以上、議案につきましての補足説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

議長（内海 健次君）

提案説明が終わりました。

これより質疑、討論、採決に入ります。

まず、質疑はございませんでしょうか。

西元議員。

7番（西元 進一君）

反対するものではないんですが、4,410万円という数字というのは変更契約としてはかなり大きいというふうには私は思うんです。これのちょっと内訳を教えてほしいというのは、伐採工事に伴ういわゆる変更ということがあるみたいですから、それが大体どれくらいか。

それから、建物をめぐんですか、調整するんですか、そういうことについてはどういう工法でどういうふうになって、どの程度の金額か。

それから、歩道についても岩江議員が言われたからの、どうのこうのという言われようけど、どなたが言われようとどういうふうな格好になろうとせにやあいけんものはせにやあいけんし、それからせえでえ

えものはせえでもええというふうに思えて。

のり面工法というのはどこにのり面が、かなりのり面は私も見ておりますが、のり面があるみたいです。その辺での工法的なことからいうと、あれは最初の計画の段階でのり面というのはあったはずなんです。それが大きく変更されて、金額としてはどの程度かということを教えてください。

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

まず、のり面工法でございますが、当初の考え方でございます。先ほども申し上げましたが、これは土木工事、切り土工・斜面安定工指針の判定フローシートというものが設計時にございます。その判定フローシートにより当初は設計をいたしております。それから、最終的な変更でございますが、先ほども申し上げましたが、当初は木がずっと生えておりますから、ボーリング調査では大体の岩がこの辺に出るんじゃないかというような想定はしとるんですが、実際に工事の進捗をし出しますと、切り土とか盛り土とかがわかってきます。それを土壤硬度判定ということで……

〔7番西元進一君「もう一回」と呼ぶ〕

土壤硬度判定です。で、判定をいたしましてやりました。

それで、金額でございますが、約でございますが、伐採関係で約1,200万円前後、それから事務所等で900万円程度、それからのり面工等で1,000万円程度、その他でございます。

議長（内海 健次君）

西元議員。

7番（西元 進一君）

判定フローシートとかというて難しいことを言われて、私らを煙に巻いとんですが、その点ではもう少し石田部長さんですから、わかったことをちゃんと言うてください。

それから、少なくともこういう変更に対して提案される場合には、大枠がもう決まってるわけですから、その上に議会に対して4,000万円も5,000万円も変更させてくださいということなんで、そういう点ではあなたちが提案した最初の提案がどうだったかという問題をちゃんと説明して、その上に立って変更をされにやあならん。そういう変更に対してはこういうものとかいうものとかいうものがちゃんとあって、そういうものがどうしても変更せにやあならん。で、議会の承認が要るんだということをちゃんと教えてもらわんと、せっかく当初予算で、もめながらじゃないけど、実際にはかなりの研究をされた結果に対して私たちが賛成しとるわけですから、そういう点ではきちっとした説明、きちっとした工法に対する判定、それで自分たちの設計が本当に今まで議会に対して、あるいは市民に対して提案されたものが正しいものでありながらも変更せにやあならんということをちゃんともう一度できたら説明をしてください。

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

まず、伐採の関係ですが、これは岡山市土木工事標準設計基準書というものがございまして、それをもとに当初設計はしとるわけですが、どうしても山の木ですから、最初はどのくらいだろうという想定をします。それで、今回の山の木は、密と密でないという基準があるんですけど、密、いわゆるいっぱい生えとるという積算をしております。それで、当初は15センチぐらいの木が8メートルぐらいの木が枝があるだろうという想定をしとったんですが、先ほど一番最初に言いましたが、枝葉とかいろんなものが多いかったとい

うことで今回の変更になっておりまして、それで積算基準書におきまして、実施をすると枝葉の数や木の太さ等が違いがあることが多いと、だからこれらの数量については処分後の実績によるマニフェスト、要するに処分するとマニフェストが出てくるわけですが、それによって変更するようにという歩掛かりになっております。だから、最初の想定が少し少なかったかもしれませんが、実際のもので変更をいたしております。

議長（内海 健次君）

西元議員。

7 番（西元 進一君）

それでいいです。それで、私が言いたいのは、少なくとも 1 割からの変更ですから、そういう点では 10 分の 1 ですから、だからそういう点ではちゃんとした計画のもとにやった上での変更なんだという、やっぱり細心の注意ということが必要なんで、そういう点では今後もあることかもしれませんから、そういう点ではちゃんとした説明、あるいはちゃんとした根拠を示しながらやってもらえるようにお願いしたいと思います。よろしゅうお願いします。

議長（内海 健次君）

次、質疑。

岩江議員。

14 番（岩江 正行君）

ちょっと部長、尋ねるんじゃけど。これ伐採するとき、立木調査をしたわな。調査費は含んどんじやろう、お金を。含んでねえんか、ただでしてもろうたんかな、これ。この辺のところ、1 点。

それから、ある建設会社の事務所があったわけですね。わし、あんたが今言うたように指摘しました。のり面に建物の一面が入るとるじゃねえかということを説明しました、質問しました。それが途中となか、あの工事かかってから、かかるとどこだけじゃろう思うんじゃけど、こういうふうにかぎにまたやり直したんじゃな。あれは誰がしたんかな。あらから潰すんだったら、あがんこともせえでもええのに思うちやるんじゃけど。

それと、やっぱり盛り土、切り土にしてみたって、これボーリング調査しとんでしょう。ボーリング調査は何力所したんかな。それと、ボーリング調査したら、ここがやわらかいか、吹きつけの芝だけでもつんかもたんかぐらいなことはわかるん、これ。常識なんじゃ、これ。ボーリング調査はしとるわ、お金を出して立木調査までしてもろうてしとるし、したらこれちょっと疑問じゃ、この補正というのは。何もわしが見ることはねえ、そんな立木調査したもんでもあるし、お金を払うとんだったら、おまえとこの責任じゃというて言うたらいいんじゃねえですか、これ。そうでしょうがな。一番当初のときに、これ言うとなよ。後から、この締結のときに、補正予算は出りやあへんじやろうなというたら、ありませんといううなうにやむにやと口を濁した言葉をわし聞いたことがあるん。それが特別委員会も本気でやってくれたんじやろうけど、1 割高やな、1 割からのこういうようなやつがあるというのはちょっと解せん。

それと、大体山を掃除する人、今チップ切る人じゃな、チップ切る人だったら、1 反だったら大体 3,000 円ぐらいをくれるわけよ、1 反で。うちらのはお金を出してしてもらいよんよ、これ。恐らくこっちから、わしもあそこのところは津山へ行くのに今あの道ばっかし通るんです。429 号よくなったから。なったら、成木のこういうような柱を取れるような木がたくさんあったんじゃ。これらも皆中間処理場へ持っていったごみにしてしまうたんか、その伝票はどのくらいのものが出たんか、それちょっと教えてもらやあ、数字を。恐らく中間処理場へ持っていったら、そこら辺の今公共事業で仕事を皆受けますわな、業者が。受け

たら、ほんなら舗装のがらがこんだけ出ましたというやつは、ほんならたかのへ持っていった。ほんなら、そのまつもとコーポレーションへ持っていった、それから北部碎石へ持っていったという、伝票が皆もらえるよ。それを計算のときにそれをつけ足してくるんよ、こんだけ持ってきましたよという。

これをわしちょっと疑問に思うんじゃけど、お金になるような木、1立米が、運び賃も要るけど、あれがヒノキとして立米が9,000円だったら、何立米ぐらいあったんか、それ。立木調査したんなら、そのくらいの計算出とるじゃろう。立木調査しとんだったら、どのくらいな、こういうような木が何立米出たら何トン出たんじゃという調査結果というものはあるはずなんよ。それから設計組むんじゃろう思うんじゃ、わし。処分してくださいというて、全部普通だったらほとんどただのような形の中でできるやつが、今言よう余りやいやいというて言うたっていけんじゃろう思うて黙っとったんよ。そしたら、今ごろになってからの補正じゃというて、ばかげたことも大概にしてくれにやいけんぞ。

〔市長安東美孝君「違う」と呼ぶ〕

違やへんがな、これ、絶対に。ほんなら、その違う言われるんだったら、その説明をきちっとちょっとしてください。

議長（内海 健次君）

市長。

市長（安東 美孝君）

岩江議員の御質問の中で、質問の根底の部分が大きく違う部分があるんで、ちょっと横で言うたら、違うんかというてどなられますけど。

まず、立木調査は行っておりません。工事をやるときに全ての立木調査までをやり切ってやる工事はございません。おおむね山の状況を見ながら、いわゆる疎とか密とかという判定の中で設計を行ってまいります。そういった意味での調査しかやっておりませんから、切った木は基本的には産業廃棄物です。産業廃棄物の処理はきちっと処理を処理場において処理をしなければなりませんから、岩江議員、十分御承知だろうと思いますが、産廃業者が処理したときに受け入れるマニフェストに基づいて、その数量については発注者が保証しなければならないことになっております。ですから、実際のかかった量において、設計で例えば10トンと設計しておりますも、マニフェストが5トンでしたら、5トンしか出しません。マニフェストの量に基づいて変更を加えるのが産業廃棄物のほうでとり行っておる方法でございます。立木調査は行っておりません。

それから、ボーリング調査でございますが、ボーリング調査も例えば人間の体でやる、私やりましたけど、CTがやるように隅から隅までの調査はできません。何カ所かをボーリングをかけて、4カ所ボーリング調査をかけて、おおむね岩盤とか土質等の調査を行いまして、工事を行っていく中で、安全と見ればあえて工法変更はいたしません、掘削をした結果にはのり面には泥が出たり、もっと簡単に言えば岩盤が出たりしますと。その土壌の状況に応じてのり面の保護を入っていかなければなりませんので、これは工事を実際にやらなければわからないという部分が多々あります。その点は岩江議員、現場は豊富ですから御承知だろうというふうに思います。そういう意味でののり面の安定を図るのが第一でございますから、そういった意味で補正を行ってきております。

それから、補正予算ではございますが、工事の請負契約の変更につきましては、議会が定められております3,000万円以上という数値の現状がありますから、これは議会に変更契約を上程するわけでございますが、予算的には当初いただいた予算の中ではオーバーはしておりません。プラスの補正があるように誤解をされとるんではございまして、そういう意味ではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

それからもう一点、ある建設業者がやり直しをされたというふうに御発言されましたが、実は私のところへもお見えになりました。市の職員が現場監督をやっております。現場監督をやりながら工事をチェックしておりますが、市が示した構造、基礎コンクリートが市が指定したより薄ければ、それは直しなさいと、当然の仕組みです。薄いから、これじゃあだめだと、全部チェックしなさいということで高さははかった結果、だめなところはだめです、これは当然基準の高さを求める。基準の厚さを持っておかなければ、土に埋まってしまって後からわからなくなるということでは困りますので、当然うちの職員が当たり前の指摘を行ってきたわけですから、それに対して業者にやり直しを命じたという部分については、これは当然業者の費用でやり直しをするべきものでございます。そこら辺は御理解は、もう岩江議員は私が言うまでもない、よう知つとられるだろうというふうに思います。

それから、水路の、水路というか河川といいましょうか、進入路の付近から入っとる大きな水路なんですけれども、これは私どもも再度検討いたしました。水の流れからいいますと、こくりこくりと曲がるよりは真っすぐがよいというのは当然のことでございます、それからそこに建物がありまして、地域の皆さんからの、まだ実現はしておりませんが、あの建物の利用という声も一部にあるようにお聞きしておりますから、できるだけあの建物は残しながら、周辺の地域の皆さんの御協力によって成り立つとるクリーンセンターでございますから、可能ならば建物を取っ払ってしまわずに、使えるだけは残すべきだろうということではとったわけですが、一部を切除するだけで十分使えるだろうということで、真っすぐしようということで水路を真っすぐしたと、そういったいきさつがございます。そういうことで御理解のほどをお願いしたいと思います。

議長（内海 健次君）

岩江議員。

14番（岩江 正行君）

市長、わしは底張りのことを言うとりゃあへんよ、底張りのことは。水路の底張りが10センチ打たにゃあいけんやつを、水路の下に、5センチの話はわし今、さっき言ってないですよ。

〔市長安東美孝君「ちょっと言われたけん、言よんで」と呼ぶ〕

それ、わし言うたん違うがよ。わしが言うたのは、あっこへ建設会社の事務所があったんじやと。あれがこういうふうのにり面のとこに出てきとったんじやと、のり面の上へ建てられとったんじやと、それを今言うこういうに角っこにL字型に切り取つとると。当たり前の建築のやり方でしたんじやろうと、きれいになつとるから。そうまでしたのは誰がされたんですか、市がしたんか、何のためにしたんならという話じゃな。計画性が1つには地元が使うというてされたんかな、その辺のところは今あんたの話を聞きようたらどうなんか、わしもうわからんけども、した経過については。

じゃけど、ボーリングしたのは4カ所だった、4カ所、ようわかりました。ボーリングのことについちゃあ。だけど、伐採のことについたら、そりゃあ市長ちよつと違いますよ。あれ、こんなことは言いたいことではないけども、何もかにも横の、例えばようわかるように説明するけども、あそこに地元の業者が何社か入つとるんよ。市長のところも再々耳に入つとる思うんじや。50%少々ぐらいで仕事をしとんよ。大体中間ゼネコン、県内のAAから中堅ゼネコン、皆下請へ入つたら、14%から16%、17%、高いとこで18%までぐらいいなんよ。50%なんじやな。50%近い金額で仕事をしょうるわけなんじや。わしはどこが間違うとんじやろうか、1次下請で50%というて言うたら、元請はどれほどもうかるんじやな思うて。それは市長もそのことについてはよう聞いとる思うんじや。

〔市長安東美孝君「聞いてねえ」と呼ぶ〕

聞いとらんことはねえ。あんたとこ再々行ったというてわし聞いとる。ほじゃから、請け合うときにそれがよしんば立木の計算、現地説明を受けるときには、現地説明というんが恐らくある思うんよ。現地説明して、こんだけの立木ありますよというて説明されとんだったら、受けた吉田組が全部したらいいんですよ。地元の業者は50%ぐらいでさせ、またこれよりまだ立木がほんならちょっと葉の数が多過ぎたからというて、金見るような、こういうふうな美作市は銭はない思うよ、お金は。ねえ、石田部長。そうと違うか。いや、計算せんうちに、あんた枝がいっぱいあるやつをそりゃあわかつとるわけじゃろう、こっちから見て、大体。受けよう思うたら損得、損じゃ得じゃという計算した請け合うわけじゃから、そうでしょう。後から、請けときゃあ、何ぼうでも追加しちやるけんというような話じゃないでしょう。だったら、請けた者の責任じゃから、今言ようるのり面のことについたら、それは今言ようる、わしら何とも言いません。

それから、この建物を潰す潰さんの関係についたら、さっき言うたような話。じゃけど、この立木計算については、一切わしはこれはちょっと同意できないということです。ちょっとその辺の詳しい説明をしてもらわなんだら。あんた考えてみんさい、立木調査はしとらん言うし、そんだけ丸々請けとったという、多い少ないというのは何を基準にして請けたんか、その辺のところを説明してもらわにゃあいけんよな、石田部長。おかしゅうなろうがよ。1立米で入札したやつが、後から何立米だったというて、あんだけの山を見させて現地説明して入札に入ったんじゃろう。納得しとる話じゃが、そんなもん。山の木が何ぼうあるぐらいのことは。そんなばかな話がどこにあるんなこがいなもん。

議長（内海 健次君）

市長。

市長（安東 美孝君）

岩江議員、私の細かい数字を言えと言われると、これは担当部長に任せますが、基本的な考え方の中で、立木伐採したものは、もし売ればこれは商品ですからいいんですが、基本的には処分です。処分するのは必ず産業廃棄物になるんです。その産業廃棄物をできたのは、業者の責任にならん。あくまでも発注者が全て費用を見て、産業廃棄物をきっちりと処理しなさいというふうになっとる。ですから、このマニフェストが設計では、例えば10トンになっとるのが20トンになったんじゃけど、これどうしてくれるんならと。見ませんというたら、あとの10トン、業者は困るから、どこへ不法処理されても困るわけです。きっちと産廃処分ができるまで面倒を見なさいというふうに産業廃棄物法でなっとる。それは発注者が持たにゃあいけん。それを請け負うた業者が例えば20トンなら20トンを請け負うた業者が10トンどこか山の中へほかして、10トンだけ処理しましたんじゃということになっただめだから、マニフェストという正式に工場が受け取りましたという、俗に言う伝票です、向こうが受け取りましたよという証明書を出してくれる。それに基づいて、こちらもその費用について計上してくる。これは義務づけられとりますんで、これを削るということは、前におまえがこれで見と請け負うたんじゃけえ、これでええがなというのは、我々今度は発注者側の過失を問われますので、それはできないということで御理解をお願いしたいと思いますし、用地の補償とかであれば、例えば1本何ぼうじゃというような用地の補償の仕方もあります。だけど、用地の補償ではなしに工事の発注でございますから、立木の調査というものは基本的には行いません。おおむねこのくらいあるという部分についての鑑定に基づいて計上をしてきます。それで、結果的に産業廃棄物で処理した数値をもとに工事の設計書に反映していくというのが岡山県下でとっておる処理の仕方でございますので、そういう手法をとらせていただいております。御理解をお願いしたいというふうに思います。

もう一步突っ込んだ設計書の中身の話になりますと、担当のほうで答えていかなければならないと思いますが、部長、わかるな。

〔クリーンセンター建設担当部長石田薫君「はい」と呼ぶ〕

わかるようでございますので、説明させます。

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

伐採の考え方でございますが、これは岡山県の先ほど申しました土木の積算歩掛かりでやっとするわけですが、産業廃棄物の処分については先ほど市長が申し上げたように、マニフェストで変更するようにというふうになっています。

それから、集積、要するに伐採、木を切ったり、それから集めたりする作業は密と密でないという2つの歩掛かりになっております。だから、これにつきましてはもともと密で当初設計しておりますから、これは全くそのときに何ぼう木がいっぱいあったとしても、もうこれは変更対象になりません。密のもので設計しておりますから、全く変更しておりません。だから、今回の変更は産廃処分のみの変更となっております。

以上です。

議長（内海 健次君）

岩江議員、3回目。

14番（岩江 正行君）

部長、それようわからんのよ。岡山県の土木工事標準設計基準じゃってされたんでしょ。当初何ぼうあったん、これ。この伐採の処分の金は全部で何ぼうあったん、初め。初め積算されたのは何ぼうあったんですか。

それで、それに今言よう何ぼうふえたんか、1,000万円のやつに1,200万円ふえたんやわからんし、そうでしょう。何ぼう見とったん、初め。きょう1,200万円という言うたら、あんたにしてみたらほんの小遣いぐらいな金は見えとらんじゃ思うけど、わしらにしたら大変なお金なんよ、これ。これ、みまちゃんネルの向こうで市民の人も見よう。何ちゅうむちゃなことをしてくれよんじゃろうかという言ようど、皆。

〔「議長、ちょっと休憩しよう」と呼ぶ者あり〕

こういうふうな数字だけきちっと出してしてくれなんだら、積算基準に標準基準に全然ほんなら合うてなかったというん、それ以上のもんが出たというこっちゃん。これであんたは設計した言よんじゃけえ。どがいにもようわからんのじゃ、わし。

それで、こんなことを言うたらなんやけど、地元の人が仕事が出てくるという言うたらどえらい喜んどうったんじゃ。喜んどうたやつが森林組合は木びきさせてもらうだけじゃ、あっこで。木を切るだけ。森林組合だったら、あそこの木を持って帰って、西栗倉へ持って帰って、製品にするのも大分あったらしい。製品にしよう思うやつは。じゃけど、ところが今言ようる吉田組がどえらい気を使ってくれて、そがいなもうかることはおまえところはせえでもええんじゃというて、よそのほうの津山のほうの業者に皆持っていってしもうた。ちょっとおかしいんと違う、これ、考えてみんさいよ。森林組合は森林組合だけ、森林組合がしたんなら、木を切った、木びきしただけの話じゃがな。ひどうようなかったというて。それで、森林組合が木がちょっとようけいふえとったというのはちょっと聞いたんよ、森林組合に。それで、ちょっと見てくれにゃあいけんというたら、予算がないけえいけんというた。森林組合は断ったというん。森林組合のを断って、今の処分する人にだけ、処分する今言ようる吉田組だけはお金、まだ残しちやるんか。地元の者が全

部赤字の金を、赤字出た金を皆持っていったんじゃ、あっこへ、どっどっどっど。多い者は月に300万円ぐらい持っていった言ようた。多いときに。

ちいたあ、これ美作市の公共事業じゃから、その辺のところもよう考えてしてあげてくれなんたら、ええことにならん。どっち向いた行政しょうたんなら。その辺のところ、ちょっと説明してくれえ。森林組合にはお金が……。

〔市長安東美孝君「もう一遍、もう一遍、質問の内容を言うてん。ようわからんわ、それじゃあ意味が」と呼ぶ〕

森林組合には、よう聞きねえ、森林組合にはふえたって、今言ようる予算がないから、ようしないというて、よう払わんというて言うたんじゃ。これ聞いとんじゃ、森林組合から。

〔市長安東美孝君「森林組合がどうされたって。ようわからんの、意味が」と呼ぶ〕

聞こえんのか、ほいで。

〔市長安東美孝君「聞こえんのじゃ、意味もわからんのじゃ、意味も」と呼ぶ〕

よう聞いとけえ、ほいで。

〔市長安東美孝君「ようわかるように言うてください。意味がさっぱりわからんの。話が飛んで。クリーンセンターと森林組合の絡みがようわからんのじゃけど。どこで森林組合が出てくるん」と呼ぶ〕

森林組合が伐採したんでしょうがな。部長、違うんか。

〔市長安東美孝君「意味のわからん質問をされて、説明せえ、説明せえ言われでも困るんじゃけえ」と呼ぶ〕

森林組合が1次下請で伐採したんでしょうがな。

〔市長安東美孝君「1次下請に入ったん、森林組合」と呼ぶ〕

〔クリーンセンター建設担当部長石田薫君「そうです」と呼ぶ〕

〔市長安東美孝君「そのようです」と呼ぶ〕

そうじゃろう。そのことを言よんじゃ。そしたら、立米数が当初言ようたやつよりか、どれくらい本数が多いかったというて。それで、ちょっと見てもらえんかというて言うて、それはもう今予算がないけえ見れないと、こう言うとするという。

〔市長安東美孝君「市が」と呼ぶ〕

市が言うとなが。

議長（内海 健次君）

石田部長、元請と発注者側との基本的な考えと、いわゆる立木の増量があったんでしょう、それはイコール廃棄物の増量につながるとんじゃろう。当初の廃棄物の基本ベースと、その辺だけを説明してください。

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

当初設計と変更後の数量でございますが、当初設計で立木及び根の部分の処分量は3,900立米を計上しておりました。実施におきまして5,900立米となりまして、約2,000立米の増となっております。金額的には約1,200万円の増となっております。

以上です。

〔14番岩江正行君「そのことじゃねえがな、わしが言よんのは」と呼ぶ〕

議長（内海 健次君）

市長。

市長（安東 美孝君）

私も少し質問の意味がようわからんところもあるんですけど、森林組合がぜひ伐開をやらせてほしいというのは、実は私にも声がかかってきた、お願いに来たというのを今思い出しましたが、そういう依頼を受けて、できたらそれは森林組合ですから、できるもんならもらえればいいですがなということもあるんですが。基本的に前も申し上げました、下請業者に対しましては可能な限り市内の業者を下請で使ってほしい、これは議会でも何回でも申し上げておりますが、利権とかなんとかじゃなしに、市内業者にできるところは渡してほしいと要望しておりますが、そこから先の金額が高いか安い、もうかるかもうからないかについては、市内それぞれ業者が努力をかけられて交渉していただかないと、市がこの金額じゃ安いとか高いとかということまでは介入ができない、森林組合においても同様のことが申し上げられて、高いか安いかはそれぞれが業者と協議をしながら、商取引ですから、あくまでも民の取引でございますから、我々は手を出すところではないというふうに御理解をお願いしたいと思いますし、またどこであろうと、産業廃棄物へ持っていく費用は、市とすればかかった費用は必ず出さなきゃいけない。ですから、その部分で市が出すとか出さないとか、下請業者からダイレクトに市に来られても、それはある意味ルートが違うから、下請業者からダイレクトに持ってこられてもだめですよ、元請業者と話をした上で、こちらへ市のほうに話が上がってこない、下請業者と市とがダイレクトの話ということにはならないのは建設業界でのルールでございますので、御理解をしてもらいたいというふうに思います。

決して下請業者を泣かそう、市内業者に出さないという思いでしとるわけではございません。もちろん工事に係る費用はできるだけ安く抑えたいです。だけど、必要なものは必要でございますので、今言った産業廃棄物を20トンあるのに10トンしか見ちゃらんというのは、これは産廃法で市のほうが訴えられたら負けますんで、その点は御理解していただきながら、決して市内業者をいじめたり、泣かせたろうと思うて発注しようわけじゃございません。その点は御理解を願いたいし、また、市内業者も逆に市の監督から10センチねえものを5センチしかねえがなというような指摘を受けないような努力も市内業者もやっていただかないと、我々も安心して市内の業者を下請に使うてくれということは言えないんです。その辺は双方がしっかりと考えて対応していかなければならないことだろうというふうに思いますので、よろしく願いたいというふうに思います。

議長（内海 健次君）

質問者も答弁者も、ややこの本題から若干はずれてますよ。それは肝に銘じてください。あくまでも増額補正に対する理由のもとにそれぞれ質問と答弁をお願いします。

岩江議員、総括あります。

14番（岩江 正行君）

ちょっと総括させて。

じゃから、あんた部長言われようた、3,900と5,900立米だったら、2,000から違うわけじゃから、これ出いてあげた、さっき例えばの話をしたんじゃ、業者の下請の話は、建設業者の下請の話は。50%少々で1次下請が50%少々なんじゃという話はただけの話。姫路のほうから来た人間に、それを銭を持って帰らさんでもええんよ。それをこの木を切ったのは、3,900で5,900だったら2,000から違うわけじゃから、そうでしょう。それを今言ようる市内の業者が、契約の中で仕事をしてきとんじゃけども、追加工事のことについて

は、こっちは金が見れんという言うとのわけじゃ、誰かが言うとなよ。それは名前を聞けというたら、聞かんことはないけど。けれども、これを2,000の関係のお金をまた吉田組だけが持って帰るんだったら、こんなばかげた市民だけをいじめるような行政というのは、わしは到底考えられん。討論の関係については反対させてもらいますけど。

以上です。

議長（内海 健次君）

他に質疑はありませんでしょうか。

栗井議員。

13番（栗井 基雄君）

1点は、その立木についての先ほどの答弁の中で、もとが3,900立米、増が2,000立米ということは1.5倍になっております。まず、1.5倍というふうな立米数の数字が出てくること自体、ややもとおかしいのではないかと。基本的に1割、2割の変化は考えられますが、50%もふえる、これは異常じゃないかというふうに思いますので、なぜそのような誤差が出たのか、担当者のほうで御説明をお願いしたいのと、2,000立米って言われますと、1立米当たり6,000円かかっております。で、1,200万円の増ということです。その内訳がわかれば教えていただきたいのと、先ほど質問がありましてお答えがあったのが、処分費ということでございますが、役所がやられるのであれば、処分費がそれだけふえれば、なぜ伐採費をふやしてあげなかったのかと。やはり切るほうも多かったはずで。役所という立場上からいくと、片方は無料、片方は有料にするというようなやり方は一般的には通用しないのではないかというふうに思います。その点についての御説明をお願いいたします。

それから、もう一点が事務所の解体でございますが、事務所と隣に倉庫がございました。事務所については先ほど答弁の中で利用目的があるということで残しておったけれども、利用目的がなくなったのでという御説明でございましたが、まず最初に何の目的で残す気であったのか、そして地元とどういう相談があった経過によって解体する腹になられたのか、地元とどういう経過があるのかを、残さなきゃいけない理由と撤去するようになった経過、そしてその隣にありました倉庫についてはもともととは設計に入っておったのか、この点についての御説明をお願いします。

議長（内海 健次君）

市長。

市長（安東 美孝君）

数字のほうは担当部長がやると思いますから、その結果、撤去しなければならなくなった経過という部分、当初から全て私が携わるとするわけじゃございませんが、地元との要望の中で、できたらそこらで地域で集まれる場所が欲しいという要望の声がありました。地域の周辺整備という部分については、可能な限り市のほうも対応していこうという思いで取り組んでおりますから、そこにある建物が地域の皆さんに役に立つならば残しておくべきだろうと。ただ、答えは出てませんから、可能な限り残していこうということで、今の事務所のほうをなるべく残したかったと。だけど、じゃあ実際に地元の人が使うのかというと、これはまだ結論が出ておりませんから、最終的に要らないということになるかもしれませんが、でも建物があれば利用方法があるのではないかと、めぐのはいつでもできるということで、一部切り取っても残していこうというのが1つ。

それから、倉庫につきましては、同じようにその建物と倉庫との利用のほうが両方セットですから、その辺で可能ならば残していけばいいというふうに思っておったわけですが、それはまた、これははつき

りとその地域を広場にしてほしいという地域の要望が入ってきましたので、倉庫を撤去せざるを得なくなりました。ですから、倉庫を撤去したというふうに変更理由で申し上げとります。その点をなぜでなしに、言うとりますから、説明しましたよ。そういう意味で倉庫はそういったことで要望を受けて広場にするために撤去をしていったものです。

場合によれば、今の事務所ももう少し広い広場が要るんじゃないかと地域の方が衆議一決されれば、今の事務所だって別途で壊さなければならぬかもしれませんが、今のところ今の倉庫の撤去だけで、地元の方々は了解してもらえぬものと思っておりますのでございます。

そういうことでよろしく申し上げますが、1.5倍という部分については、担当部長がお答えをします。

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

まず、建物の一部撤去の御質問の詳細でございますが、全体の床面積が150平米ございました。その切り取った面積が約23平米、だから一部事務室を切り取りました。それで、現在残っとるのが130平米ほど残っておりますが、そこにはトイレとか事務所とか会議ができるようなスペースは残っております。だから、150平米のうち一部、23平米だけ切り取ったということでございます。

それから、伐採でございますが、これは当初、先ほど岩江議員の御質問でもお答えしたんですが、立木調査はしておりません。当初、目視というか全体の目視によって大体密と、先ほど密と密でないということ言うんですが、100平米当たり50本程度以上か以下という歩掛かりになっておりますが、50本以上だという密という設計をしまして、その1本当たりの平均の木の高さを約8メートルと想定を当初設計はしておりました。それで、平均の直径が12センチで8メートルぐらいの木ではないかと。それで、枝葉が約1割ぐらいあるんじゃないかという設計をしておりました。それを実際のマニフェストをいただきますと、これが先ほど栗井議員が言われました、約1.5倍になったということになりました。

以上です。

議長（内海 健次君）

栗井議員。

13番（栗井 基雄君）

ちょっと聞いとる内容と答弁が全然違うんですけど。私聞いとりますのは、立木について1.5倍になったんだと。そしたら、撤去費は何で見てあげんのんですかというのを聞いたはずなんです。今のことではそれはありません。

もう一点は、事務所は解体という説明だったんですが、事務所は残すような説明でしたが、合うとんでしよか。その辺をちょっと聞いとることと答えが違うんですけど。

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

倉庫は解体をいたしました、事務所は一部を取り壊して、現在130平米ほどが残っております。

それから、処分ですが、これは伐採の集積及び伐採につきましては、先ほど申しました密という設計になっておりますので、変更はいたしておりません。しかし、処分量については、実際のマニフェストで変更をかけております。これは岡山県のほうから出ております歩掛かりでございます。

議長（内海 健次君）

栗井議員。

13番(栗井 基雄君)

役所として、まず立木について、先ほどお尋ねしました1.5倍にふえたというのを、もともとこうだったから1.5倍になりましたというお話になりよんですけど、太さと長さは大体1本、2本、山の木っていうのは見てなりはかるなりしてやられるんでしょうから。だから、先ほど言いましたように、その1割、2割の誤差はわかりますと言うてゐるんです。それが5割もふえるっていうのは、それは何でかなという根本的な問題をお尋ねをしとんですが、ふえたんだということでございますが、もう一点につきましては、撤去費はなぜふやしてあげなかったんですかと。処分費だけふやされた理由は何ですかとお尋ねをしたはずなんです役所としては、公平に扱わなきゃいけないのじゃないですかという観点の中で私は申し上げたわけですけども。再度そのことをお尋ねをして、役所としては片方、産廃だけを見てあげますよということなのか再度お尋ねをいたします。

それから、先ほどの御答弁の中で、事務所と建物の件については、今残っておる建物は残されるんですか。解体、先ほどの最初の説明では、この建物を解体処分をする事務所というふうに追加予算に上げますというお話でしたんです。それが倉庫棟のほうなんだというふうに言われるのであれば、倉庫棟もう既にありません。これはまだ議会が承認して追加予算ないんですが、現地のほうではもう既に解体をされて、敷地の中には倉庫棟はありません。それにちょっと私が聞き間違いかも知れませんが、事務所等の解体費用として追加というふうにお聞きしておりますので、ちょっと完全に違いますんで、教えてください。

議長(内海 健次君)

市長。

市長(安東 美孝君)

何度も申し上げておりますが、山の木の伐開をする積算基準は、1本当たり何ぼうじゃないんです、工事の積算根拠は。疎か密かでやるんです。わかります。多いか少ないかが積算根拠なんです。ですから、元請であろうとも、その費用の変更はないんです。わかります。工事の積算基準がそうなんです。これが先ほど岩江議員が言われたように請負で請けた人の裁量の範疇なんです。ただ、伐開した木は、枝葉に至るまで捨てるならば、きっちり産業廃棄物として処理しなさいと産廃法にうとうてある。だから、その費用については市は全部持たなければならぬ。だから、マニフェストという言葉が、最近は政治の公約のほうへなっておりますけど、マニフェストと昔から言うんです。きっちと処分しましたよ、これだけうちの工場が請けましたよという証拠書類なんです。それに基づいて費用を行政、発注者が出すというのがきっちと定めらる。ですから、処理については変更を、当然その後でするんです。

今まで何も言われませんが、今市内でたくさん行われてきた下水道工事でもアスファルトでも掘削面積は決まっただけです。ですが、実際にアスファルトを切ると厚さが違うんです。5センチしかねえと思うアスファルトが実は何層も重ねて二、三十センチもあったという例はざらにあるんです。でも、アスファルトを捨てる場合は産業廃棄物なんです。だけど、5センチしかないから5センチしか見んのじゃという、業者はどうするかという、どこかへ不法投棄せざるを得んようになるから、きっちとした費用を見なさいということで、何度もそういう変更を今までやってきたわけなんです。とりわけここだけが特別なことをしとるわけじゃございません。

それから、先ほど申しますが、下請業者と元請業者との民の取引です。森林組合といえども民でございますから。私も頼まれたけど、これは元請に話は行くんですよ。それは一応、どうしても言われりゃあ言いますけど、一応元請に話に行ってくださいよという話をしたんです。なぜ森林組合に限ってここで議会で取り

上げて下請の話を元請と下請がせにゃあいけん話をここの行政を責めて、責めるというちゃあ失礼、質問されてこられて議題にせにゃあならんのか、おかしいのはそっちじゃねえかというふうに私は思いますよ。そうじゃないでしょう。我々は元請に対して発注をかけて、元請は仕事をしていくために下請を雇うとる。その高い安いをここの議会の中で高いじゃ安いじゃというて我々に攻め寄られても何ができるんですか。できるわけがない。これ以上やると越権行為になります。その点は栗井さんも建築業を長うやられとんじやから、設計をされとんじやから、その点は理解されとんじやないかと。だから、その点をよく御理解をお願いしたいと。

それからもう一つ、倉庫につきましては、地元が広場がそこが欲しい言うから、邪魔になるから撤去しよう。建物については、まだ使途は決まっております。ですから、今は切って削除する部分については、ねえようになつていきますけど、残した建物自体は残ります。場合によれば、また今後、別途予算で対応、撤去ということになれば別途でやらにゃあいけません。この工事には関係はいたしません。

それからもう一点、何度も申し上げました。3,000万円以上の場合は議決を要しなさいとなっておりますが、工事自体は我々執行部が執行権を持って工事を適正に行っております。予算を増額を求めておりません。予算の範疇の中で我々があっちをへずり、こっちを足しながら、しながらあちこち動いていく、けど万やむを得ん、変更として出てくる数字がこういう数字が出てきましたということで議会の議決を要するとなっておりますから、計上をさせていただいとんで、長年議員をされとんですから、その点の辺は御拝察をしていただけるものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

栗井議員のほうからおっしゃられました建物の切り取りやそれから撤去についてがよくわからないという御質問だったんですが、市長も一番最初の提案説明のほうで工事敷地内にある建物の切り取りや隣接する倉庫については造成地からの排水の支障になることや地域からの要望があるために広場の用地にするために解体撤去をすることにいたしました。じゃから、倉庫については解体撤去をいたしますし、それから事務所形態の建物については切り取りをして、私のほうでは補修をすると、切り取り補修という補足説明をさせていただいております。

以上です。

議長（内海 健次君）

栗井議員。

13番（栗井 基雄君）

1.5倍になることについては御説明がないので、そういう実質がこうであるということでございますから、やむを得んのでしょうか。

それから、もう一個のなぜ撤去費は、木の伐採のほうはというお話を質問させていただきましたけど、業者がどうの、元請が下請がという話を言われようりますけど、14番さんは言われました、13番の私は元請、下請の流れについて言ってませんよ。あくまでも立木の立木数と、見てあげるんなら伐採も見てあげにゃあいけんのでないですかということをお尋ねしただけで、業者じゃ、下請じゃ、元請の話は14番がされておまして、私はいたしておりません。その点の誤解のないように。

それから、建物のほうで移りますが、倉庫棟につきましてはもう既にありません。工事が終わっております。今、工事が終わっておる段階での追加工事をここで契約変更したいという議案になっておりますんです

が、もう既に解体を済んで、整地も済んでおります。その辺について幾らか、なぜ事前にそういうことになっておるのか、御説明ができればとお尋ねをいたします。

〔市長安東美孝君「議長、休憩、休憩お願いします」と呼ぶ〕

議長（内海 健次君）

それじゃあ、ただいまから暫時休憩をいたします。

午後 3 時 28 分 休憩

午後 3 時 42 分 再開

議長（内海 健次君）

それじゃあ、休憩前に引き続き会議を開きます。

副市長。

副市長（皆木 照夫君）

産廃処分費が上がったことについてもお話がございましたので、それぞれお話をさせていただこうと思います。

まず、もう既に倉庫棟については撤去しておるのではないかと、それを今からというような話もございましたけれども、栗井議員も設計士さんをされとるんで、十分その内容はおわかりじゃと思いますけれども、我々は議会から認めていただいた予算の中で今施工をやっております。済んでおりません。したがって、まだ未施工の部分が今回変更を出させていただいた金額以上のものがございます。それは担当者の中が現状を見ながら行っておりますので、きょうこの部分の変更の御承認がいただければ、続けて施工に入りますし、それがだめな場合には現在で打ち切った中だったら、もう既に契約した範疇の中で終わることになります。

それから、産廃処分が 1.5 倍になったがなということを盛んに言われますけれども、この産廃処分の中には立木ももちろんございますけれども、立木を伐開して撤去して、伐根して、これを処分ということですから、切った木についてなぜふえんのんならという部分は、木についてはこれは担当の部長も説明しましたし、市長のほうも説明を再々させていただきました。設計基準の中で平米当たり幾らというんでなしに、その平米の中に密であるか疎であるかという部分の中で設計基準がここなんです。その中で一番密であるという最高のとこにしとんで、本数がこれ以上ふやせれないと。1 本切ったから幾らというような設計ではありませんということで申し上げたと思います。そのふえた分については、これはあくまでも元請と下請の関係ですから、第 1 次下請さんが元請さんに、ふえたんだからふやしてくれえというのを当然言うべき話で、それが私どものほうが答えとるかどうか、これは聞いて、また調査をしてみますけれども、私どもにはそれに対して答える権限を持っておりませんし、答えるように思うておりません。最高の基準で設計をしないと、設計基準なんです。

それから、そのことによって、そのマニフェストは出てきたものは、伐開したものは、葉もあれば幹もある、根もあるんです。ですから、1.5 倍、1.5 倍の本数がふえたんじゃなしに、産廃処理をしなくてはならない根もあれば、幹もある、また葉もあるということで、これらがふえたということ。これはもう先ほど市長が何回も説明しましたけれども、全ての市から発注するものについて、マニフェストによる精算をするものは、舗装も先ほど言いましたようにありますし、上下水の工事等もこれあるんです。ですから、それでやっております。市内の業者にしてみても、元請はどうしても設計の断面で行こうとするんですけれども、現実には真四角に切れるようなこともないですから、ある程度の変更も、これは業者保護のために我々はやってきておるわけなんです。ですから、このあたりももう十分設計の仕事に携わっておられますので、おわかりと

思うんで、ぜひこの部分はわかっていただきたいのと、このように思います。

こういう感じで今回ふえたんだということで、あと民民の契約は別として、まとめとしてお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（内海 健次君）

ここで、通院のため退席しておりました1番山本雅彦議員が出席をいたしましたので、報告をいたします。

栗井議員、4回目、総括。

13番（栗井 基雄君）

理解せえということでございますんですが、私は元請、下請についてのお話は一切しておりません。それについてのお答えが非常に多かったんで、ちょっとなぜ私の質問をそっちの方向に振られるんか、ちょっとよくわかりませんが、1.5倍という大きな数量に変更があるということがわかりました。

それから、もう一点は伐採につきましては一番最大で見ておるんで、これ以上ふやせれないんだという御答弁と解釈をいたしました。

もう一つの事務所の解体ですが、この契約変更より以前に既にもうやっておられるようですが、それは予算内でやられると。まだ予算内でやっている中でその分も入れたんだけど、残っている工事金額のほうが大きいので、事前に工事にかかっているんだというお話でございます。今後、建築、土木に対しても予算内であれば、契約範囲内であれば事前着工をされるということを許されるという答弁と解釈をいたしました。そういうことも含めまして市の方針が徐々に変わるんだなあとということを思い、やや疑念を持ったままでございますが、感想というか、まとめとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（内海 健次君）

他に質疑はございませんでしょうか。

安東議員。

9番（安東 章治君）

この補正につきまして、かなり詳しく説明いただいたんですけれども、少しおさらいをさせていただきたいなというように思っております。

まず第1点、その他の金額1,000万円ぐらいありますので、大まかで結構でございますから、その辺も少し教えていただきたいということ。それから、大体4つに分かれとったと思うんです。立木、建物、それからのり面、それからその他ということで、1つのその他は今言うことであります。それから、建物の900万円ですけれども、どうも私はぴんとこないんですけど、その900万円というのは事務所分をとったのが900万円ならえらい高いしなというような感覚で聞いたわけでありまして。そのことをもう少し教えていただきたいというのと、もう再々重複するようになりますけれども、御勘弁いただきたいと思います。

今、副市長のほうからも少し言われましたけれども、倉庫の部分、着工するときもう既になくなったわけでありまして、事前に着工されて工事が進んでいったということなんですけれども、この原材料、建物自体は今どこにどのようにその業者さんが処理されたんかなという気がしております。もう既に溶鉱炉の中で解けて2度目の鉄になつてくるのかもわかりませんけれども、その辺がわかればおしえていただけたらと思います。もちろん建屋ですので、かなり重厚な基礎工事がしてありましたので、これは産廃処理ということでどちらが持たれたんかわかりませんが、出とんじゃねえかなというように思います。その2点だけを簡単に御説明いただけたらと思います。

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

まず、その他の大きく分けて3つとその他があるんじゃないかという御質問でございます。

その他に関しましては、市道沿いの大型水路施工に伴って市道、道路面と大型水路面に落差が生じました。そのため道路管理者、建設部ですけど、建設部等と協議を行いながら、車両通行や歩行者の安全性を確保するためにガードレールを設置をいたしております。それから、山を今回かなりの大きな造成をしとるわけですが、その中で地下水、湧水がある箇所が何カ所もありました。その湧水箇所への暗渠排水処理を何カ所かしております。それから、軟弱地盤のところがございます、その地盤改良、セメント安定処理等をやっております。それがその他、主なものでございます。

それから、倉庫の事前着工というお話があったんですが、これは事前着工ではございません。今回工事を発注後に変更で、工事打ち合わせ後による変更、契約書にも19条、20条という変更がありますが、要するに20条というのは発注者側から変更を指示するもの、19条というものは現地と設計書が違うから業者側からこれはおかしいという協議が行われるものでございます。今回の倉庫につきましては、20条により美作市のほうから工事発注者による指示により倉庫の撤去を行っております。

それから、お金がちょっと900万円は高いんじゃないかということですが、これは補修とそれから先ほども申します倉庫の撤去の2カ所で900万円程度でございますから、撤去だけが900万円ではございません。

以上です。

議長（内海 健次君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

これは、ということになりましたら、あの大きい倉庫の部分と一部削り取った部分ということで理解をいたします。

一番初めにそこの建物は事務所で残すとたしか聞いたと思うんですけど、これはほんなら最終的に建屋が建ってしまっ完成するときまでは事務所のほうは事務所で残して、またこういう形で契約変更、これは何ぼうになるんかわかりませんが、これが出てくるというように理解したらよろしいんでしょうか。

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

先ほど市長のほうからも答弁があったと思うんですが、事務所として今残とるものにつきましては、今後利用を考えていくと。だから、例えば地元のほうからも要望が出とりますから、例えばあそこは集会所とかそういうものに使えるかもしれませんが、それから広場の要望も出てますから、そこを公園に例えば公園かゲートボール場、何になるかわかりませんが、そういうものをつくったときに、そこの休憩場所等にも使えるかもしれませんが、今後事務所については検討していきたいと。だから、建物が建つからプラントができれば壊すとか、そういうのは今後検討をしていきたいと思っております。

議長（内海 健次君）

安東議員。

9番（安東 章治君）

そういうことでしたら、もし必要ならあつこを広場で使いたいんじゃないかと、建物が邪魔になればこのような形で契約変更して潰すというように理解したいと思います。

それからもう一点、ちょっと先ほどの質問に落ちとったかと思うんですが、その倉庫の建物は、これどなたが壊されて、いややっぱり２度目の鉄になつとんでしょうか。その辺、わかりましたら。倉庫の部分、倉庫の。

議長（内海 健次君）

クリーンセンター建設担当部長。

クリーンセンター建設担当部長（石田 薫君）

倉庫の撤去ですか。撤去は今回の工事の中で、業者のほうで撤去をしております。だから、当然鉄骨等はスクラップ価格等で、それは設計書のほうから差引いてやっております。今回の工事でやっております。

議長（内海 健次君）

市長。

市長（安東 美孝君）

そういうことで倉庫の鉄くずは売れますから、売れたら売れた代金はこっちの単価で積算して差引くということになるんですが、基本的に私も説明が足らなんだかな、何回も同じことを申し上げるようで、安東議員はわかって質問されとったと思うんですが。

予算の範疇という意味が、いわゆる予算書の議決の範疇とそれから請負契約の範疇がありますよね。現場監督に与えられとるのは予算の範疇も当然必要なんですが、議決を受けた予算の範疇、いわゆる請負契約の金額の範疇の中で、現場で予算がふえたり減ったりするものを現場監督は、うちの職員です、うちの職員がその計算をしながら、先ほど言いましたように、つけたり削ったり、その範疇の工事の変更の中でおさまるように、現場をコントロールします。その中でやるから、その部分については一々例えばここを水路１メートルやめましたからというで議会に御報告はいたしませんし、協議も申し上げません。これはあくまでも我々の執行権の範疇ですと。予算の上、契約書を超えた上、予算、その予算の範疇については、これは先ほど、今言いますようにここで4,000万円ふえるから、ここへ議会へ上程をさせて、変更契約を求めとんとすと。現場の判断の中で、もちろん倉庫をめでやると、それで土質を変えて、のり面を変えると、これは必要なもんじゃからやらにやあいけん。だけど、例えば道路を上までしようと思うたけど、この予算の範疇、契約の範疇では認めてもらえなければ、道路は途中でとめるしかないんです。そういう差し合いをしながらやるのが、うちの現場を担当しとる職員の仕事でございますから。その範疇は御理解をお願いしたいというふうに思います。

ですから、決して執行権を振り回しとるわけじゃねえんです。ただ、お願いをしたいのは、クリーンセンターを26年10月に稼働させるために、一生懸命前へ進めております。この変更契約が御承認いただければ、どうしても場合によれば、工期延長をやらざるを得ません。完成が後ろへ後ろへおくれるということになるやもしれません。そういうことがございますので、ぜひこの切りで造成工事でやり遂げておかなければならない費用で4,000万円という数字が安いということはございませんけれど、基本的に先ほどから説明しております、必要な経費、必要な費用であるということで御理解を賜って、26年10月稼働開始を目指して執行部は一生懸命頑張ってますので、御理解と御協力をお願いしたいというふうにいいます。

以上です。

議長（内海 健次君）

他に質疑はございませんでしょうか。

岡崎議員。

6 番（岡崎 正裕君）

先ほどからいろんな議論をされよんですが、本当にこれ正確に言いましたら、5割を超える金額となります、分母が3,900ですから。その中で御理解をいただきたいというふうなお話もあるんですが。ちょっと聞きたいんですけど、この立木の増量なんです、これは産廃の処理量というふうに先ほどからも説明をされとんですが、契約の中で先ほどアスファルトの説明もされましたけれども、こういった関係で産廃が施主持ちと、産廃の処理代が施主持ちというふうな中で契約をされるわけなんです、場合によってはこの比重が物すごく高くなる契約も出てくるような、一般論ですが、あるんですが、そういった中で契約として今の法律の中でやられとんでしょうが、うまくいくというたらおかしいんですが、この産廃処理量をこちら持ちなんですよというふうな明確な契約と、契約というんですか、明確に例えば別で、これは私もわからないんですが、別契約でこれをやるとか、そういうのは現行法上無理なのかどうなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと思うんですが、本当にこのことだけちょっとお聞きいたします。

議長（内海 健次君）

市長。

市長（安東 美孝君）

マニフェストという言葉が政治の方面でのマニフェストは結構皆さん、浸透しとんですが、産業廃棄物に対するものにかかなり前からマニフェストという言葉を使っております。いわゆる私が何度もここで申し上げておりますが、産業廃棄物を処理する場所が、処理業者が決まっとんです、許可をもらってやりようわけです。その業者が、あなたはこれだけの産業廃棄物を持ってこられましたよという証明書を発行していただけるんです。発行がないと、でたらめを書いてきたって、市のほうはそれは見ません。逆に言うと、でたらめをやると逆に産廃法違反で摘発せにゃあいけんかということになるんです、我々が。だから、そういうことで業者が許可をもらうた処理業者が、あなたはこれだけ産業廃棄物を持ってきましたよというて持ってきた書類を出してくれるのを我々はマニフェストと呼ぶんです、専門で。マニフェストを返していただく、その分については必ず設計書に計上しなさいというふうに国、県も指導があるわけです、うたわれとるわけです。ですから、それを少なくとも多くもできないということで、きっちりしたそのマニフェストという書類が、伝票と考えてください、受け取りましたよという伝票、その伝票をもとに最後に積算をやります。

だから、さっきも何度も言ってますが、10トン仮に見とつても、5トンしかその伝票がなかったら、5トンしか計上しません。10トン見とるけど、20トンになったんじやという、それはもう20トンにせざるを得んです。そういう産業廃棄物の処理の規制が厳しく入っておりますということで、建設業といえども、それに対しては厳しい指導が入りますので、市のほうも適切な費用を出して、適切な処理をするという方向で対応しておりますんで、1.5倍というのはそういったことでふえてきた数字と、現実に処理した数字というふうに御理解をお願いしたいと思います。

議長（内海 健次君）

岡崎議員。

6 番（岡崎 正裕君）

わかります、それは。1.5倍、実際に出てきた量だと、処理した量だというのはわかるんですが、要するに1.5倍というのは本当に最少の見積もり、業者の見積もり、契約、そういったものから……。

議長（内海 健次君）

ちょっとボリューム上げてください。

6 番（岡崎 正裕君）

考えると非常に疑問にも思うということを申し上げて終わります。

議長（内海 健次君）

よろしいかな。

他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

それじゃあ、質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

討論ございませんか。

岩江議員。

14 番（岩江 正行君）

とりあえず今回の補正予算、樹木の産廃の関係について、この請けとんのは吉田組が請けとるということは、吉田組が予算がねえから下は見れんというような、吉田組だけを過保護にするような、そういうような予算については私は今回反対させていただきます。

以上。

議長（内海 健次君）

賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

反対討論は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（内海 健次君）

ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第8、議案第1号「美作クリーンセンター造成等工事請負変更契約の締結について」、本案に賛成の方の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（内海 健次君）

賛成多数によって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第9、議案39件、日程第10、議案15件、日程第11、議案16件、議案第2号から議案第71号について、市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（安東 美孝君）〔登壇〕

それでは、ただいま上程されました議案第2号から議案第71号、条例の制定改廃18件、指定管理者の指定19件、市道の廃止及び認定が1件、辺地総合整備計画の策定1件、補正予算15件、当初予算16件、計70件の議案につきまして、一括して副市長が説明を申し上げます。〔降壇〕

議長（内海 健次君）

副市長。

副市長（皆木 照夫君）〔登壇〕

それでは、市長の指名でございますので、私のほうからかわりまして説明をさせていただきます。

まず、議案第2号「住民基本台帳法等の改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」でございますが、住民基本台帳法の改正に伴い、外国人住民も住民基本台帳に記載し、行政事務の合理化、利便性の増進を図るため、外国人住民を適用対象とする関係条例について整理する必要性が生じたため、美作市事務分掌条例のほか3条例の一部を改正する条例を制定するものであります。

次に、議案第3号「美作市営バス有償運送に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、市営バスの再編により、新たに有償運送として運行する英田地域コミュニティバスの路線及び使用料等を定め、また有償運送としている作東バスを廃止するため、路線及び使用料に関する事項の削除等、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第4号「美作市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、育児休業法及び条例に定める範囲内において、非常勤職員も育児休業や育児時間の取得が可能とするよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第5号「美作市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、年額及び月額委員が月の途中で就任及び退任された場合、その月の報酬について日割り計算した額で支給するよう、また投票管理者及び立会人が途中交代された場合の報酬を時間に応じて支給できるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第6号「美作市債権管理に関する条例の制定について」でございますが、本条例は市全体の債権を適切に管理することを明文化した上で、市営住宅使用料や住宅新築資金貸付金などの市債権について破産、行方不明等により事実上、回収が不可能な債権について、これらを解消し、適正な債権管理を行うために必要な事項を定めるものでございます。

議案第7号「美作市立幼稚園に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、勝田ひまわり園及び江見保育園について、幼稚園として4歳児、5歳児のみ長時間保育、短時間保育の両方ができるよう、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第8号「美作市高齢者福祉施設設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第9号「美作市農村高齢者交流施設「三友荘」設置及び管理に関する条例の制定について」、議案第10号「美作市介護予防支援通所センター設置及び管理に関する条例の制定について」でございますが、福山福祉ホーム、三友荘、介護予防支援通所センターの運営管理を指定管理によって行ってきましたが、施設の利用状況や大規模修繕が必要であるため、指定管理を終了し、25年度からは美作市の直営で管理運営を行うため、条例の全部を改正するものでございます。

次に、議案第11号「美作市介護保険条例の一部を改正する条例について」でございますが、地域主権一括法による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び地域密着型サービス事業等の申請者が法人であることについて、市の条例により基準を定める必要性が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号「美作市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び議案第13号「美作市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」でございますが、地域主権一括法による介護保険法の改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関

する基準について、それぞれ必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第14号「美作市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、新型インフルエンザ等の発生時や緊急事態における措置等、対策の強化を図るための対策本部の設置に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第15号「美作市獣肉処理施設設置及び管理に関する条例の制定について」でございますが、平成25年度より稼働するイノシシ、ニホンジカを食肉化するための施設として、美作市平福地内に整備を進めております美作市獣肉処理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものであります。

次に、議案第16号「美作市企業立地促進条例の一部を改正する条例について」でございますが、本条例による奨励金の対象業種に研究所等を追加することにより、美作市における企業立地を促進し、さらなる雇用機会の増大と地域振興を図るため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第17号「大芦高原国際交流の村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、大芦高原国際交流の村経営健全化及びサービスの向上を行うため、指定管理制度を利用することができるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第18号「能登香の里小房リゾート施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますが、能登香の里小房リゾート施設のうち、ふるさと交流館谷本屋について、所有者及び指定管理者の申し出により、賃借契約の解除を行ったことに伴い、条例の管理施設から削除する必要性が生じたため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第19号「美作市トム・ソーヤー冒険村設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」でございますがトム・ソーヤー冒険村内にあるコテージについて、健全な運営及び市内類似施設との整合性から、繁忙期である4月から9月までの利用料金を見直しするため、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第20号「美作市東栗倉ふれあいセンターの指定管理者の指定について」から議案第38号「作東バレンタインホテルの指定管理者の指定について」までの19議案につきましては、平成25年3月31日、指定期間の満了に伴う指定管理者の指定でございます。

まず、美作市東栗倉ふれあいセンター、市内8カ所の放課後児童クラブ、美作市高齢者生活福祉センター、美作市コスモス苑、美作市高齢者福祉センター「やまゆり苑」、美作市大原居宅サービスセンター、美作市いきいきゆうゆうの里世代交流多目的ホール・多目的運動広場・遊歩自然公園は、引き続き3年間に社会福祉法人美作市社会福祉協議会に、また美作市英愛センターは社会福祉法人千寿福祉会に、美作市作東老人福祉センターは能登香の湯運営委員会に、美作市いきいきゆうゆうの里地域福祉センターは社会福祉法人幸輝会に、また美作市子ども等自然環境知識習得施設「山の学校」は福山地域農業生産組合グリーンサービスふくやまに、作東吉野きんちやい館は作東吉野特産物生産組合に、美作市都市農村交流促進施設「彩菜みまさか」は有限会社特産館みまさかに、また美作市湯郷駐車場は湯郷駐車場運営委員会に、大芦高原キャンプ場は大芦高原キャンプ場運営委員会に、美作市トム・ソーヤー冒険村はトム・ソーヤー冒険村管理運営委員会に、美作市ベルピール自然公園は後山部落自治会に、能登香の里小房は小房和田営農組合に引き続きそれぞれ3年間、また作東バレンタインホテルは、平成25年3月で解散する財団法人バレンタインパーク作東振興公社の業務も引き継ぐことになる株式会社作東バレンタインホテルに6年間、それぞれ当該施設の設置目的を効果的に達成するため、指定管理者として指定をするものでございます。

次に、議案第39号「市道路線の廃止及び認定について」でございますが、市道のうち、幹線市道については改良等の整備計画策定や急傾斜、砂防の採択基準のほか、パトロールや除雪、避難路の設定等、維持管理

の面からも適切な選定が必要となっておりまいます。合併後の土地利用、道路整備による利用形態の変化等により見直しが必要となり、国の選定基準に基づき見直すためには、影響する路線が多くあり、全市的な路線の認定がえとして扱いたいため、全ての路線を一旦廃止し、新たに道路認定をお願いするものでございいます。

次に、議案第40号「美作市内の辺地に係る総合整備計画の策定について」でございいますが、現在策定しております美作市辺地総合整備計画でございいますが、万善辺地において集会所の老朽化、また福山診療所は平成21年の豪雨で浸水したことから、拠点となる集会所施設及び診療施設の整備事業を新たに追加し、万善辺地総合整備計画を策定するものでございいます。地域住民が安全・安心に暮らせる地域づくりの観点から重要な事業であるため、当該事業に財源を充当するために行うものでございいます。

次に、議案第41号「平成24年度美作市一般会計補正予算（第8号）」でございいますが、2億2,092万円を追加し、予算総額を218億4,172万6,000円とするもので、農業体質強化基盤整備促進事業等5事業の繰越明許、作東産業団地分譲促進補助金に充当する過疎対策事業債相当事業分1億9,380万円の追加など、各事業の決算見込みによる地方債の変更を行っております。

歳出の主なもの、民生費では、生活保護費1,000万円を追加し、農林水産業費では、下水道事業会計への負担金補助金7,352万4,000円、商工費では大芦高原国際交流の村運営会社出資金2,500万円、土木費では、下水道事業会計への負担金補助金2億1,017万6,000円、諸支出金では、減債基金積立金3億4,134万4,000円、公共施設整備基金積立金3億27万8,000円をそれぞれ追加するものでございいます。そのほか、全体に事業の確定や決算見込みによる財源更正や減額更正を行っております。

財源といたしましては、地方交付税を2億5,123万8,000円、繰越金1億9,558万3,000円、財産収入505万2,000円などでございいます。

次に、議案第42号「平成24年度美作市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」でございいますが、2,607万1,000円を追加し、予算総額を39億8,244万5,000円とするもので、事業勘定では、449万7,000円を減額し、総額を38億1,247万9,000円に、作東診療所直診勘定では、1,790万4,000円を追加し、総額を1億2,436万5,000円、また福山診療所直診勘定では、484万4,000円を追加し、総額を1,730万6,000円に、英田診療所直診勘定では、782万円を追加し、総額を2,829万5,000円とするものでございいます。

事業勘定では、保健事業費893万7,000円の減額、直営診療所施設勘定への繰出金444万3,000円の追加などで、各直診勘定では、繰越金や事業勘定繰入金等の確定による更正となっております。

次に、議案第43号「平成24年度美作市介護保険特別会計補正予算（第2号）」でございいますが、7,324万5,000円を減額し、予算総額を40億8,319万円とするものでございいます。

歳出では、保険事業勘定で、介護給付費7,330万円の減額、歳入では、繰越金の確定に伴う522万3,000円の減額と、介護給付費の更正に伴う、国、県等の負担金6,807万7,000円を減額するものであります。

次に、議案第44号「平成24年度美作市簡易水道特別会計補正予算（第2号）」でございいますが、360万7,000円を追加し、予算総額を8億6,013万4,000円とするものであります。財政調整基金利子、消費税還付金の確定による財政調整基金への積立金の増額と前年度繰越金の確定による一般会計繰入金の財源更正を行うものでございいます。

次に、議案第45号「平成24年度美作市土地取得特別会計補正予算（第1号）」でございいますが、279万6,000円を追加し、予算総額を1億8,538万9,000円とするもので、新クリーンセンター用地及び井口分譲地残地の売却収入、前年度繰越金等の歳入確定に伴い、土地開発基金へ積み立てるための繰出金271万7,000円を追加するものでございいます。

次に、議案第46号「平成24年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第2号）」でございますが、243万2,000円を追加し、予算総額を2,541万6,000円とするもので、歳出では、債権回収の弁護士委託料、委任件数の減による手数料181万2,000円と基金積立金702万円を減額し、一般会計への繰出金1,407万7,000円を追加するものでございます。歳入では、前年度繰越金700万7,000円の追加と、弁護士委任による債権回収件数の減に伴う回収金462万5,000円を減額するものでございます。

次に、議案第47号「平成24年度美作市公園墓地事業特別会計補正予算（第1号）」でございますが、23万4,000円を追加し、予算総額を147万4,000円とするもので、基金利子、繰越金の額確定による基金積立金の増額を行うものでございます。

次に、議案第48号「平成24年度美作市都市と農村の交流施設特別会計補正予算（第1号）」でございますが、72万5,000円を減額し、予算総額を878万3,000円とするもので、歳出では、アゼリア館の売上収入減に伴う賄い材料費34万8,000円と嘱託職員の勤務体系見直しによる賃金32万9,000円を減額し、歳入では、繰越金の確定により35万3,000円の追加、貸しガレージの退去による使用料48万円とアゼリア館の売上収入60万円を減額するものでございます。

次に、議案第49号「平成24年度美作市老人保健施設事業特別会計補正予算（第2号）」でございますが、655万9,000円を追加し、予算総額を3億134万1,000円とするもので、歳出では、高齢者生活福祉センター入所者の減及び配食サービスの減により給食用材料費100万円、繰出金200万円、消費税60万円を減額するものです。歳入では、介護保険報酬の改定による介護保険収入300万円の減額、指定居宅介護サービス計画収入100万円の増額、繰越金955万9,000円の増額などがあります。

次に、議案第50号「平成24年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計補正予算（第1号）」でございますが、34万7,000円を追加し、予算総額を1,065万9,000円とするもので、奨学基金利子、繰越金収入金額の確定に伴う更正でございます。

次に、議案第51号「平成24年度美作市武蔵の里特別会計補正予算（第2号）」でございますが、244万1,000円を追加し、予算総額を2億128万1,000円とするもので、歳出では、時間外手当60万円の減額と、宴会等利用客の増による臨時職員の賃金70万円、賄い費用38万1,000円、光熱水費72万円、燃料費134万円の増額で、歳入では、食事料112万円及び繰入金193万4,000円の増額などがございます。

次に、議案第52号「平成24年度美作市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」でございますが、879万6,000円を減額し、予算総額を4億230万円とするもので、歳出では、総務費188万9,000円、広域連合納付金795万円の減額と一般会計への精算償還金92万5,000円の増額で、歳入では、保険料804万5,000円、一般会計繰入金110万6,000円の減額と、前年度繰越金確定による104万5,000円の増額などがございます。

次に、議案第53号「平成24年度美作市愛の村パーク特別会計補正予算（第1号）」でございますが、今回654万9,000円を減額し、予算総額を8,159万6,000円とするもので、歳出では、嘱託職員の削減による人件費291万8,000円、賄い費用364万2,000円の減額、光熱水費56万円の増額などがございます。歳入では、利用者の減少による食事料、売店収入等1,006万9,000円を減額し、繰越金373万1,000円を増額するものでございます。

次に、議案第54号「平成24年度美作市水道事業会計補正予算（第2号）」でございますが、収益的収入700万円を減額し、総額を6億2,446万6,000円とし、収益的支出を450万円減額し、総額を6億1,464万円とするものであります。これは受注工事の事業費の確定による収益及び支出の減額と固定資産の減価償却費及び資産減耗費を更正するものであります。

次に、議案第55号「平成24年度美作市下水道事業会計補正予算（第1号）」でございますが、収益的収入

を4,721万2,000円減額し、総額を20億2,019万3,000円に、収益的支出を1億450万3,000円減額し、総額を23億7,576万5,000円とするものです。また、資本的収入を1億5,816万円追加し、総額を10億9,531万円に、資本的支出を8,995万3,000円減額して、総額を18億5,851万2,000円とするものでございます。収益的収入では、特定環境下水道と農業集落排水の道路改良に伴う下水道施設等移転補償受託事業収入の減額、事業費精算に伴う基準外繰り出しの減額で、支出では、人事異動及び職員削減による人件費の減額、受託工事費の減額及び事業費精算によるものであります。また、資本的収入では、一般会計からの出資金を追加し、支出では公共下水道、特定環境公共下水道事業、農業集落排水事業、個別排水事業等事業費精算による更正でございます。

次に、議案第56号「平成25年度美作市一般会計予算」でございますが、歳入歳出予算の総額を211億7,800万円と定め、広域路線バス事業など、債務負担行為の設定3件、コミュニティバス整備事業など11項目の地方債の発行は36億3,230万円、一時借入金の借り入れ最高額などについて定めてございます。

平成25年度予算は、本年4月に市長選挙を控えていることから骨格予算として編成しており、人件費、扶助費、公債費といった義務的経費や施設の維持管理などの経費、普通建設事業のうち継続事業、債務負担行為により議決をいただいているもの、既に国、県の補助の内示を受けているもの、本年6月までに実施しなければならないものなどを計上いたしております。

前年度予算と比較すると、新クリーンセンターの整備事業など、本格事業の着工による大幅な増により2.0%、額にして4億2,300万円の増額となっております。増額となった主なものについてでございますが、歳出では美作国建国1300年記念事業2,682万円、障がい者介護訓練給付事業4,604万7,000円、新クリーンセンター事業8億9,254万円、道路橋梁新設改良事業1億3,995万円、消防救急デジタル無線負担金事業3億2,541万1,000円、消防庁舎建設事業5億1,793万円などで、歳入では、市たばこ税が県からの移譲により3,963万7,000円、市債が新クリーンセンター整備事業及び消防庁舎建設事業などのため10億1,630万円の増額となっております。

次に、議案第57号「平成25年度美作市国民健康保険特別会計予算」でございますが、予算の総額を38億4,828万9,000円と定め、前年比1.5%、額にして5,794万8,000円の減額となっております。事業勘定では、4,060万1,000円の減額の37億2,623万8,000円とするもので、主なものは、一般被保険者並びに退職被保険者等の療養給付費、高額療養費など保険給付費5,742万9,000円の減額や、後期高齢者支援金1,654万3,000円の増額などでございます。歳入では、被保険者の負担軽減を図るため、財政調整基金の取り崩しを2億6,201万4,000円計上いたしております。

また、地域医療の役割に沿って診療業務を行っている直診勘定では、作東診療所直診勘定が295万2,000円の増額の1億941万3,000円に、福山診療所直診勘定が17万6,000円増額の1,263万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、議案第58号「平成25年度美作市介護保険特別会計予算」でございますが、予算の総額を42億144万4,000円と定め、前年比1.2%、額にして5,000万9,000円の増額となっております。保険事業勘定では4,888万3,000円の増額の41億8,117万7,000円、介護サービス事業勘定では112万6,000円増額の2,026万7,000円となっております。歳出では、介護サービスの利用に係る介護給付費40億360万1,000円、介護予防事業に伴う地域支援事業費1億1,681万8,000円で、歳出予算全体の98.1%を占めており、歳入では、保険給付と介護予防事業に係る国、県等の負担金34億1,698万2,000円が予算全体の81.3%を占め、介護保険料は6億1,460万円で、全体の約14.6%となっております。平成25年度は第5期美作市介護保険事業計画の2年目に当たり、介護保険会計の安定的な運営の維持と継続を図るため、引き続き介護給付費の抑制に積極的に取

り組んでまいりたいと考えております。

次に、議案第59号「平成25年度美作市簡易水道特別会計予算」でございますが、予算の総額を5億9,211万6,000円と定め、前年比30.4%、額にして2億5,827万9,000円の減額となっております。歳出の主なものは、簡易水道施設の維持管理及び東栗倉地域簡易水道施設統合事業、公債費の償還等でございます。

次に、議案第60号「平成25年度美作市土地取得特別会計予算」でございますが、予算の総額を6万8,000円と定めております。本年度は公共用地先行取得の予定がないため、主なものは、歳入では基金運用収入、歳出では基金積立金となっております。

次に、議案第61号「平成25年度美作市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」でございますが、予算総額を2,061万円と定め、前年比19.8%、額にして340万6,000円の増額となっております。歳出では、債権回収の弁護士委任手数料163万3,000円、一般会計繰出金1,085万7,000円、償還元金、利子などで、歳入では、債権回収の弁護士委任による貸付金回収の増額、滞納整理に伴う県補助金の増額などがございます。

次に、議案第62号「平成25年度美作市公園墓地事業特別会計予算」でございますが、予算総額を123万7,000円と定め、主なものは、歳出では、墓地管理委託料80万円、歳入では、墓地使用料及び手数料収入122万円などであります。

議案第63号「平成25年度美作市都市と農村の交流施設特別会計予算」でございますが、予算総額を898万円と定めて、主なものは、歳出では、ガレージの管理費141万円、アゼリア館の管理費751万8,000円、歳入では、ガレージの使用料360万1,000円、ラジコンコース使用料25万円、アゼリア館の軽食販売収入432万7,000円などがございます。

次に、議案第64号「平成25年度美作市老人保健施設事業特別会計予算」でございますが、予算の総額を2億9,900万3,000円と定めて、本年度は入所者を49名、通所者を18名と見込んでおり、前年比1.8%、額にして518万1,000円の増額といたしております。歳出の主なものは、施設の一般管理費2億2,104万6,000円、医薬費用2,503万5,000円、指定居宅介護支援事業費1,865万9,000円、公債費3,160万3,000円などがございます。

次に、議案第65号「平成25年度矢田茂・原田政次郎・福田五男奨学基金特別会計予算」でございますが、予算の総額を1,147万7,000円と定め、本年度は奨学金として新規5名、継続12名の計17名に総額612万円の貸し付けを予定いたしております。

議案第66号「平成25年度美作市武蔵の里特別会計予算」でございますが、予算の総額を1億7,927万3,000円と定めて、前年比5.4%、額にして1,018万5,000円の減額といたしております。また、歳入では、一般会計からの繰入金については前年比18.3%減の4,904万9,000円を計上いたしております。平成25年度は、昨年同様、赤字幅の多い部門の運営見直しを行いながら経費削減、赤字抑制に努め経営努力を行いながら、市の財政負担を少しでも少なくしたいと考えております。

次に、議案第67号「平成25年度美作市後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、予算の総額を4億490万2,000円と定めております。主なものは、歳出では、岡山県後期高齢者医療広域連合に拠出する納付金3億9,779万1,000円で、歳入では、後期高齢者医療保険料2億5,762万7,000円などがございます。

次に、議案第68号「平成25年度美作市愛の村パーク特別会計予算」でございますが、予算の総額を8,029万1,000円と定め、前年比8.9%、額にして785万4,000円の減額といたしております。また、歳入では、一般会計から繰入金を前年比6.8%減の3,000万円を計上いたしております。本年度は民間からの支配人も2年目となり、前年以上の営業強化に取り組み、収入アップを図り、また経費については職員のマナーとサービスの充実に努め、さらなる経費削減に取り組み、市の財政負担を少なくしたいと考えております。

次に、議案第69号「平成25年度美作市水道事業会計予算」でございますが、収益的収入の総額を6億774万4,000円として、支出の総額を5億8,807万5,000円とし、資本的収入の総額を375万2,000円、支出の総額を3億7,411万8,000円と定めております。収益的収支では、給水収益が前年度より568万4,000円減の5億4,040万2,000円、受託工事収益の主なものは、県の道路改良工事に伴うものを見込んでおり、水道事業費用では前年度より2,280万円減の5億8,807万5,000円を見込んでおります。資本的収支で主なものは、収入においては加入負担金で294万円、支出においては前年度より1億2,576万円増を予定しており、集中監視装置の統合更新や有収率向上につながる老朽管更新、災害時等における水道水融通のための連絡管の整備等、建設改良費では3億177万4,000円を予定いたしております。

次に、議案第70号「平成25年度美作市病院事業会計予算」でございますが、収益的収支において、事業予定量を前年度と同数の入院患者を1日68人、一般病棟34人、療養病棟34人、稼働率においては85%、年間2万4,820人、外来患者については1日136人、年間3万9,984人で算定して、予算規模は前年比2,354万円増の9億5,468万4,000円と定めております。収入において、医師数が基準を満たしたことにより、入院収益を対前年比1,489万2,000円、外来収益を467万8,000円の増額、収益的支出においては、給与費が3,292万7,000円の増額、材料費が140万円の減、経費が110万9,000円の減といたしております。企業債支払い利息が632万7,000円の減額などとなっております。また、給与費については、医師1名、看護師2名増をそれぞれ計上いたしております。資本的収支においては、支出では、医療機械等の購入630万円、起債償還7,985万3,000円、有価証券等の買いかえ2億円などでございます。

次に、議案第71号「平成25年度美作市下水道事業会計予算」でございますが、収益的収入では、前年度より1億3,008万8,000円を増額し、総額を21億9,749万3,000円に、支出では、前年度より1億3,033万4,000円を減額し、総額を23億4,993万4,000円と定めております。支払い利息4,596万4,000円及び人件費1,475万5,000円の減額などでございます。資本的収入では、梶並地区農業集落排水事業の終了に伴い、前年度より5億2,707万3,000円を減額し、総額を4億1,007万7,000円に、支出では、前年度より2億9,012万6,000円を減額し、総額を16億5,833万9,000円と定めております。昨年度、農業集落排水事業の面整備が終了しており、本年度は個別排水事業の合併浄化槽の設置、公共下水道の長寿命化計画、公共及び特定環境並びに農業集落排水事業では、新規取り出しなどを予定いたしております。

以上、議案につき、駆け足で説明をさせていただきました。御審議のほどよろしく願いしまして、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました〔降壇〕

議長（内海 健次君）

大変御苦労さまでした。

以上で提案理由の説明が終了いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

再開は2月21日午前10時からです。

予算審査特別委員会を開催いたしますので、議員控室にお集まりください。

大変御苦労さまでした。

午後4時54分 散会